# 令和4年11月25日

第17回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

## 第17回指宿市農業委員会会議録

1 令和4年11月25日(金)午後3時00分~ 於: 県南薩地域振興局指宿庁舎(3階会議室)

#### 議事日程

報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定 について (所有権設定分) (利用権設定分)

議案第 2 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更(用途区分変更) 申出の 意見決定について

議案第 4 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに 許可及び意見聴取決定について

議案第 5 号 農地利用変更届について

議案第 6 号 農用地あっせん申出について

議案第 7 号 利用状況調査に係る非農地判断について

議案第 8 号 指宿農業振興地域整備計画書の変更案に係る意見決定について

その他

#### 1 出席委員

農業委員

1番 蓑 田 六 雄 2番 松 木 茂 久 3番 田 中 健 一 5番 澤 Ш 建 志 6番 西川路 利広 7番 下 吉 一郎 8番 田 代 繁 樹 9番 永 吉 正文 久 10番 内 光 弘 11番 西 村 則 德 留 幸信 薗 12番 康則 13番 井 手 14番 奥 村 祐 樹 15番 井 元 清八郎 17番 生 川 裕 16番前田真津美 也 18番 濵 田 保 19番 川 畑 ゆりえ

### 農地利用最適化推進委員

忠 21番 上 拂 22番 田之上 洋 24番 德 留 力雄 25番 廣 森 修 26番 住 吉 俊 光 27番 大 迫恵 太 28 番 袋 唱 物 30番 南 圭 司 31番 小 村 亮 太

> 33番塚田幸美 34番石嶺義孝 36番上赤政行 37番坂本三好

35番 前 田 剛 36番 上 赤 政 行 37番 坂 本 三 好

38番 鐘 撞

1 小委員長

17番 生川 裕 也

望

1 欠席委員

4番 西 山 昭 二 20番 川 畑 淳 一 23番 濵 田 卓 郎 29番 湯之上 大 幸 32番 藏 薗 堅 志

1 遅刻委員

25番 廣 森 修

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長 農地総務係長 農地総務係主査 主幹兼振興係長 振興係主査 西村里志 前村 修 東川善久 主幹兼振興係長 演田真也 而吉真一

人・農地プラン推進室主幹兼推進係長前田昭市(農業委員会事務局振興担当主幹)

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局農地総務係長 前 村 修

1 開会 午後3時00分

事務局

全員, ご起立ください。

一同礼。

指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。

(唱和)

ご着席ください。

議長

ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第 17回指宿市農業委員会を開会いたします。

本日の議事録署名委員に「2番委員」と「3番委員」を指名いたします。

早速、議題に入ります。

報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局

報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明を いたします。

議案書の1ページをお開きください。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る 意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案書の3ページをお開きください。

今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る 意見決定についての所有権移転分は、3件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

今回の所有権移転分につきましては、すべて経営基盤強化促進法 第18条第3項の要件を満たしていると思われます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま, 事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち所有権移転分については一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち所有権移転分については、原案のとおり承認するこ

とにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり 承認することに決定いたします。

次に,議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る 意見決定についてのうち,利用権設定分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る 意見決定についてのうち、利用権設定分は、議案書の4ページから10 ページまでの22件で、うち新規が17件、再設定が5件となっていま す。

また、農地中間管理事業の利用権設定6件につきまして、鹿児島県地域振興公社の借受議案の後は、農家への転貸議案となります。

議案書の4ページをお開きください。

(番号1を議案書のとおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお, 10ページの総合計は47筆, 56, 754㎡, 農地中間管理 事業の重複分を除くと, 40筆, 44, 740㎡となっています。

今回の利用権設定分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番について、 ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定を準用し、17番委員の退席を求めます。

(17番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち利用権設定分の1番と2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち利用権設定分の1番と2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

#### (17番委員の復席を確認)

次に、議案第1号のうち利用権設定分の3番について、ご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定を準用し、18番委員の退席を求めます。

(18番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、利用権設定分の3番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(18番委員の復席を確認)

次に,議案第1号のうち,利用権設定分の4番について,ご審議願います。

この4番については、新規就農者に関する案件であり、地区担当委員が営農状況等の調査を行いましたので、担当委員による報告を求めます。

15番委員

番号4番につきまして、11月3日に私と34番委員で調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者,土地の所在地,地目,面積等は議案にお示しのとおりです。

申請人は、農業法人に22年間勤務しておりましたが、自らも営農したいという強い思いがあり、このたび新規就農者となりました。

農機具等は自己の所有するものを使用し、栽培技術・機械の操作については、農業法人での経験があるため、特に問題はありません。

栽培品目としては、オクラを中心に、年間販売高200万円~300万円を目指しているとのことです。

また,今後の計画として,新たにカボチャの栽培を考えているそうです。

なお,営農計画書を審議資料の1ページに添付していますので,ご 参照ください。

議長

以上で報告を終わります。

ただいま,担当委員の報告のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち4番について、ご審議願います。

委員

ご質疑、ご意見はございませんか。

議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち利用権設定分の4番については、原案のとおり承認 することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち利用権設定分の4番については、原案のと おり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち利用権設定分の5番から10ページ22番までは、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

15番委員

14番と15番について、使用貸借権となっていますが、何か理由がありますか。

また、設定年数がそれぞれ1年、3年と短い期間となっていますが、 貸人が県外在住と遠方の方ですので、契約更新の回数を少なくする意味 でも、もう少し長い期間に設定しても良かったと思いますが、理由があ れば聞かせてください。

事務局

14番については、親戚間の貸し借りということで、使用貸借権を結んでおります。また、申請地が相続未登記であるため、1年毎に更新を行い、その都度、親戚同士で協議したいとのことです。

15番については、管理のみの約束ということで、使用貸借権の設定となっております。また、設定年数につきましては、以前から借人の母親が使用貸借権を結んでおり、その設定年数にならって3年としております。

議長

ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。

25番委員

15番の借人は市外在住ですが、市外から通って耕作をしているのか教えてください。

事務局

市内に実家がありますので、頻繁に帰ってきて耕作をしているようです。

議長

ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち利用権設定分の5番から22番については、原案の とおり、承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち利用権設定分の5番から22番について

は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定 についてを、議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

11月10日の転用調査時に、私と23番、38番委員と事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請に基づき,現地確認と聞き取り調査を行った結果,譲受人は意欲的に営農に取り組んでおります。

1番と2番は売買、3番から5番は親から子への贈与、6番から8番は親族への贈与による申請となっています。

いずれの申請地も,面的にまとまった農地を分断するようなこともなく,周辺への影響もないと思われます。

また、すべての案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、すべての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、審議資料の2ページから21ページに添付していますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第2号の1番についてご審議願います。

議長

ご質疑、ご意見はございませんか。

これにつきましては、会議規則第25条の規定を準用し、28番委員の退席を求めます。

(28番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号の1番については、原案のとおり承認することに、ご異議 ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(28番委員の復席を確認)

次に、議案第2号のうち2番から12ページ8番までは、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号のうち2番から8番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち2番から8番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更のうち、用途 区分変更申出の意見決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請は番号1番の1件のみで、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

事業目的は、農業用施設である豚舎を建設するものです。

審議資料の22ページをお開きください。

申請地は、 から北西へ630m離れた農用地区域内農地で、東と北は農道及び畑、西は農道及び農業用施設、南は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地でありますが、不 許可の例外である農業振興地域整備計画指定用途に該当します。

事業計画者は養豚業を営んでおり、申請地に新たな豚舎を建設し、事業の規模拡大を考えております。

なお、代替地についても何箇所か検討していましたが、いずれも事業 計画を満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められ ませんでした。

以上、報告のとおり小委員会では、用途区分変更もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第3号の用途区分変更申出について、ご審議願います。

議長

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第3号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって,議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更のうち用途 区分変更申出については,原案のとおり承認することに決定いたしま す。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見 決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者,土地の所在地,地目,面積等は議案にお示しのとおりです。 まず,番号1番ですが,転用目的は太陽光発電施設です。

審議資料の23ページをお開きください。

申請地は、 から北西へ320m離れた農地で、東は山林、西は畑、南は鉄軌道用地、北は山林及び畑に接しています。

農地区分・許可事項については、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当します。

申請人は、申請地及び隣接する山林も同時に取得し、太陽光発電施設を一体的に整備する計画です。

土地の形状については現状で、隣接地は山林化していることから周辺 農地への影響は軽微なものと判断されます。

また,一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号2番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の24ページをお開きください。

申請地は、から南東へ180m離れた農地で、東は宅地、西と北は畑、南は宅地及び公衆用道路に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己

の居住する一般住宅を建築する計画です。

また、申請地の面積が561 ㎡で、一般住宅の転用許可基準面積である500 ㎡を超えておりますが、進入用通路が81.35 ㎡を占めており、建築可能な面積は500 ㎡を下回っていることから、理由書が提出されています。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを設置し、隣接農地 との間には緩衝地を設ける計画であることから、周辺農地への影響は軽 微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号3番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の25ページをお開きください。

申請地は、 から北西へ100m離れた農地で、東は市道、西と北は畑、南は宅地及び畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを設置し、隣接農地 との間には緩衝地を設ける計画であることから、周辺農地への影響は軽 微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号4番ですが、転用目的は農業用倉庫です。

審議資料の26ページをお開きください。

申請地は、 から北へ300m離れた農用地区域内農地で、東と西は畑、南と北は用悪水路に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地でありますが、 令和4年9月26日付で農業用施設用地として、用途区分変更が認可されていることから、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。

申請人は、農産物の生産加工及び販売等を営む法人で、事業の規模拡大に伴い、既存施設のみでは手狭となったことから、申請地を取得し、 農業用倉庫を建築する計画です。

土地の形状については現状で、隣接する農道との間には防護柵を設置する予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第4号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

6番委員 事務局 1番について、太陽光発電施設の設置は、農地でも設置可能ですか。 農地でも設置可能ですが、いくつか条件がありますので、申請地が設 置可能か否かを、その都度調べて許可を出しています。

議長

ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。

3番委員

1番の申請地の排水の方向について、現状を教えてください。

事務局

土地の形状はそのままの状態で利用し、排水については自然流下となります。よって、今までと同じ排水状況になります。

3番委員

JR路線に排水の影響が無ければ、良いと思います。

転用後の設置作業で、地面が固くなると、雨水が地中に吸水されにくくなり、線路側への自然流下が増えることが考えられますが、そのような心配はありませんか。

事務局

地面の施工については、基礎を入れるだけで、一般的に行う砂利やコンクリート敷きは行わないということですが、JRへの説明は必要かと思いますので、申請人にはその旨お伝えし指導したいと思います。

3番委員

お願いします。

議長

ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意 見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認する ことに決定いたします。

次に、議案第5号農地利用変更届についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

農地利用変更届は番号1番の1件だけで、申請者、土地の所在地、地

目面積等は議案にお示しのとおりです。

審議資料の27ページをお開きください。

申請地は、から東へ840m離れた農地で、東と西は田、南は市道、北は宅地及び畑に接しています。

申請地は、隣接する自己の住居地よりも低いことから、今回約1mほど盛土を行い、高低差を解消し、利用しやすくするものです。

以上、報告のとおりですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第5号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

15番委員

盛土をした場合, 市道との高低差は解消されても周辺地との高低差が 残ると思いますが, 意見を聞かせてください。

事務局

今回, 1 m盛土する目的は, 市道との高低差の解消ではなく, 申請地の北側に隣接する, 申請人の宅地との高低差を無くすためですので, 周辺地との高低差は残りません。

15番委員

分かりました。

議長

ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第5号については原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号農地利用変更届については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第6号農用地あっせん申出についてを、議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案書の16ページをお開きください。

議案第6号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明します。

今月は、売渡申出2件と貸付申出2件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、見取図、地籍図につきましては、審議資料の28ページから 41ページに掲載しています。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたしま

す

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは議案第6号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

事務局

それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。

売渡・貸付から申し上げますので、議案書の16ページをお開きく ださい。

番号1は34番委員と15番委員。

番号2は29番委員と10番委員。

番号3は36番委員と17番委員。

番号4は31番委員と12番委員。

以上、事務局案として提案いたします。

皆様のご審議をお願いいたします。

ただいま、事務局案が発表されました。

それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。

(各委員了解あり)

それでは、議案第6号は原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。

次に、議案第7号利用状況調査に係る非農地判断についてを、議題と いたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第7号利用状況調査に係る非農地判断についての説明をいたします。

議案書は18ページから20ページになります。

今回の対象地域は、幸屋交差点南西側及び下門地区周辺になります。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査により、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月、事務局で現地確認の再調査を行いました。

その結果、議案書に記載の農地は山林の様相を呈しているなど、農地

- 13 -

議長

1.0

として復元しても継続して利用することができないと見込まれることか ら、農地に該当しない土地であることが確認されました。

よって、50筆28、386㎡の農地につきましては、農地に該当し ない土地、いわゆる非農地としての判断について、承認を求めるもので す。

なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台 帳に登載することとなります。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第7号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。 委員

> 議案第7号については、原案のとおり承認することにご異議ございま せんか。

委員 「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。

> よって、議案第7号利用状況調査に係る非農地判断については、原案 のとおり承認することに決定いたします。

> 次に、議案第8号指宿農業振興地域整備計画書の変更案に係る意見決 定についてを、議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

議案第8号「指宿農業振興地域整備計画書(案)」について、ご説明 いたします。

資料は、先にお配りしました別冊の「指宿農業振興地域整備計画書 (案)」と本日お配りしたA4用紙の「農業振興地域整備計画全体見直 しに係る方針」になります。

別冊の計画書(案)のうしろに綴じてあります、図面の1枚目の「土 地利用計画図」をご覧ください。市内の地域をAからNまで14地区に 区分し、それぞれの地区に農用地利用計画やその計画に基づく地区ごと の農業生産基盤の整備・開発、保全などの方向性が示されているところ です。

図面の2枚目は、農振農用地の図面になります。各委員が担当します 指宿、山川、開聞のいずれかの図面が綴じてあるかと思います。ご確認 ください。

最終的には、農用地区域内の農地が一筆ずつ列記されて製本されてい くことになりますが、このたび、この計画書(案)の見直し方針に基づ

議長

議長

議長

事務局

き、農業委員会への意見が求められているところです。

計画書の決定及び承認は、あくまでも農政課が行うことになります。 それでは、計画書の変更の概要について、ご説明いたします。

農政課が今回の計画の方針をまとめた「農業振興地域整備計画全体見直しに係る方針」をご覧ください。

指宿農業振興地域整備計画書は、指宿の農業振興のあり方を10年後を見通して計画しているもので、優良な農地を確保・保全するとともに、各種施策を計画的に実施するために定められています。そのため土地の利用に制限がかけられることになります。

今回の計画の見直しにあたり、令和3年度に農振農用地の現地調査及 び円滑な管理を目的としたシステムの変更を行いました。

現地調査においては、現況が山林・原野化しており、今後も耕作の見込みのない農地が確認されたほか、畑かん受益地で農用地に編入が必要な農地が確認されました。

また、システム変更の際、現行の農振農用地の土地の全ての筆を照会 した結果、登記・現況ともに、農用地ではなく山林・原野・雑種地・公 衆用道路等の土地であったり、用途においても農用地として活用されて いないものがあることが判明いたしました。

この調査結果を受け、南薩地域振興局農政普及課等と協議し、計画の見直しを行っております。

今回の計画変更の土地利用計画の見直しの主な理由は、次の通りです。

まず、全地区においては、南薩土地改良区の受益地データと市のシステムの農用地の不突合の調整、現況が山林及び原野化しており、今後も耕作の見込みのない農地の除外、過去の分筆及び合筆等により、農用地から外れた筆の編入、畑かん受益地で農用地に編入が必要な農地の編入が主なものです。

指宿地区においては、上記の理由の他に、グリーンファームの地籍調査登記完了に伴う修正、平成10年度の全体見直しにより除外された畑かんの受益地の農用地への編入、解散した指宿土地改良区の未利用地となっている団地の集団除外が主なものです。

山川地区においては、上記の全地区における理由が主なものです。

開聞地区においては、上記の全地区における理由の他に、開聞土地改良区の事業完了に伴う換地処分によって、再編成された地番の修正及び道路用地等の除外が主なものです。

以上の理由で集計した結果は、除外面積については指宿地区が7.0

ha, 山川地区が1.5ha, 開聞地区が18.2ha, 合計26.7 haとなります。

編入面積については、指宿地区が12.4ha、山川地区が9.5ha、開聞地区が7.7ha、合計29.6haとなります。

以上が農政課の方針であります。

冒頭でも申し上げたとおり、農業委員会はこの計画書に対する意見を 求められており、最終的な決定はあくまでも農政課になります。

以上で説明を終わります。

議長ただいま事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第8号について、ご審議願います。

暫時休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第8号のご質疑、ご意見等につきましては、農業委員会事務局へ 直接お願いします。農政課に確認して回答したいと思います。その質疑 応答を踏まえ、来月の農業委員会において、再度審議を行いたいと思い ます。

ただいまの事務局の説明に対しまして, ご質疑, ご意見等はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

事務局

議長

議長

議案第8号指宿農業振興地域整備計画書の変更案に係る意見決定につきましては、継続審議とし、次回12月26日の第18回指宿市農業委員会で決定いたします。

本日の議題は、これで終了いたしました。

ほかにございませんか。

委員「なし」の声あり。

議長
ほかになければ、その他に入ります。

その他について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、その他についてご説明いたします。議案書の21ページを ご覧ください。

その他(議案書21ページを参照して説明)

- 1. 一時使用届出について
- 2. 11月の行事報告
- 3. 12月の行事予定等
- 4. その他

(活動内容を記入する際の区分番号についての説明)

議長ほかにございませんか。

- 16 -

委員

「なし」の声あり。

議長

ほかにないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て 終了いたしました。

事務局

これをもちまして、第17回指宿市農業委員会を閉会いたします。 全員ご起立ください。

一同礼。

(閉会午後4時33分)

指宿市農業委員会会長 蓑田六雄

議事録署名委員2番委員	

議事録署名委員3番委員 \_\_\_\_\_\_

- :	18	-
-----	----	---